

騒音の要請限度

(騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、平成 24 年 4 月 1 日出雲市告示第 173 号)

区域の区分	指 定 区 域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 (旧大社町の区域及び旧斐川町の区域を除く。)
b 区域	第一種住居地域及び第二種住居地域 (旧大社町の区域及び旧斐川町の区域を除く。)
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに古志町、高松町、白枝町、松寄下町、芦渡町、下古志町及び知井宮町のそれぞれ一部の地域 (旧大社町の区域及び旧斐川町の区域を除く。)

区 分		時 間	
		昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
c 区域	1 車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		
ただし、「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、特例として上表にかかわらず次表のとおりとなります。			
高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道並びに自動車専用道路に面する区域		75dB 以下	70dB 以下

※「車線」とは、1 縦列の自動車(2 輪のものを除く)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいいます。

※「近接する区域」とは、道路端からの距離が、2 車線以下の道路では 15m、2 車線を超える道路では 20m までの区域のことです。